「やまなし困難な問題を抱える女性への支援計画」(素案)の概要

●困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく都道府県基本計画 ●計画期間 令和6年度から令和10年度

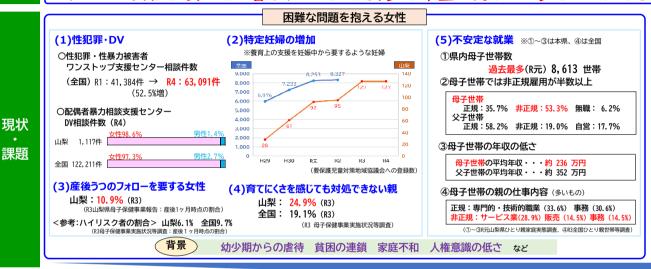
趣旨

「困難な問題を抱える女性」 (※) の福祉の増進及び自立に向けた施策の推進を図るため、総合的かつ計画的に展開していくことを目指すもの

※性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む) ※困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第2条

基本理念

すべての女性が安心して暮らすことができ、夢や希望に向かって歩むことができる山梨県



支援機関

(1)潜在的な要支援者

(悩みや困りごとへの対処)

女性全体の39.8%が 何もしていない・できていない

解決できないと思っている (57.2%) 自分さえ我慢すればよい (36.2%)

(R5女性福祉サポートアンケート調査)

(2)女性相談所の現状

一時保護/中長期的支援の不足

		R1	R2	R3	R4
相談件数		2,107	2,318	1,711	1,921
保護人数		17	12	5	8
退所後の状況	施設入所	2	3	1	1
	他機関移送	1	1	0	3
	就職·自立	3	1	2	0
	帰郷	5	1	1	3
	帰宅	2	2	0	1
	その他	5	4	1	0
	その他	5	4	1	(

(3)支援機関の対応不足

(検討会での意見)

支援機関や担当者によって支援情報や対応に差がある



関係機関への指導助言や県民への積極的な情報発信を する中核的機関がない など

方針

本人の自立に向けた相談支援の強化

関係機関との連携体制の強化・情報発信

具体的 な施策

1 早期発見・対応

困難な問題を抱える女性ができる限り早期 に相談窓口につながり、それぞれの女性の 状態に応じた適切な支援を推進

【主な取組】

- SNSを活用した相談支援
- 女件健康相談による要支援者発見
- ・産後うつ等の早期支援

~市町村や産前産後ケアセンター等と連携~

◎「悩みや困りごとをひとりで抱えこんでいる」 女性の割合 39.8% (R5) → 5.0% (R10)

◎産後うつのフォローを要する女性の割合 (産後1ヶ月時点) 10.9% (R3) → 減少 (R10)

継続的支援

本人らしい暮らしを実現するため、本人が 抱える様々な困難に応じた中長期的に寄り 添った支援を推進

【主な取組】

- ・民間シェルターでの自立支援
- ・当事者の集いや居場所の確保
- 経済的自立に向けたリスキリング の推進 ~キャリアアップ・ユニバーシティと連動~

◎母子世帯の親の正規雇用率 35.7% (R元) → 60.0% (R10)

◎NPO等による当事者の集い(年間) → 12回 (R10)

女性相談支援センターの 機能強化

女性相談支援センター(現・女性相談所) が関係機関との主たる調整や指導助言を行 うとともに、本人目線での相談支援を推進

【主な取組】

- 女性相談支援員の資質向上
- 一時保護の適時適切な実施
- ・個別ケース支援調整会議の開催

◎女性相談支援員の研修参加率 → 100.0% (R10)

◎支援者向け研修開催回数(年間) 2回 (R5) → 6回 (R10)

支援者間の関係構築

市町村や民間団体への支援とともに、関係 機関等で顔の見える関係を構築し、女性福 补支援のネットワーク化を推進

【主な取組】

- 実務者レベル支援調整会議の設置
- 市町村担当職員への専門研修実施
- ・民間団体の立ち上げ・活動支援

<KPI>

◎女性相談支援員の人数 (県内) 9人 (R5) → 40人 (R10) ※全市町村+α

◎市町村基本計画の策定市町村

- → 全市町村 (R10)

5 教育・啓発の強化

人権の尊重や性暴力等の防止に向けた啓発 とともに、要支援者に向けた支援情報の効 果的な発信を推進

【主な取組】

- ・幼少期からの人権教育
- ・プレコンセプションケアと連携 した若年層への啓発
- ・マルトリートメント防止に向けた 父親への啓発

◎DVや性暴力等を正しく理解している人の割合 50.0%~80.0%台(R2) → 全て80.0%以上(R10)

◎育てにくさを感じたときに対処できる親の割合

75.1% (R3) \rightarrow 90.0% (R10)

推進体制等

■困難女性支援のための関係機関連絡会議を設置し、毎年進捗状況の検証を行い県民へ公表

■関係機関一体となった啓発の推進